

災害・交通途絶等における対応

◎＜ 通常の授業時＞

気象警報発令時	6 時	8 時 30 分
	の時点で発令されている場合	までに解除となった場合
豊岡市に発令	全生徒は 自宅待機 とする。	その時点以降に 登校 する。
香美町、新温泉町、養父市、朝来市 (通学経路含む)に発令	該当生徒は 自宅待機 とする。	豊岡市に気象警報が発令されていなければその時点以降に 登校 する。 ※遅れて登校し、欠席した授業は「 公欠 」扱いとする。

対象となる気象警報

暴風警報、大雨警報、土砂災害警報、暴風雪警報、大雪警報

河川氾濫警報（円山川・出石川）（波浪警報は含まない）

JR 途絶時	原則として 授業を実施 し、SHR で以降の指示をする。
登校 可能 な生徒の基準	ア 徒歩通学の生徒 イ 安全な経路で登校できる自転車通学の生徒 ウ 通常の通学経路で運行されている交通機関を利用し、安全に登校できる生徒 エ 代替交通機関を使用して安全に登校できる生徒
登校 できない 生徒の基準	ア 午前7時の時点で通常利用している交通機関が運行されておらず、代替交通機関がない生徒は自宅待機し、8時30分までに正常化された場合は、その時点以降の登校とする。 イ 8時30分までに正常化されない場合は、自宅学習とする。授業の出欠は「 公欠 」扱いとする。

◎＜ 定期考査期間中＞

気象警報発令時	6 時
	の時点で発令されている場合
豊岡市に発令	臨時休業 ※その日に予定されていた考査は、考査最終日の翌日に延期する。
香美町、新温泉町、養父市、朝来市 (通学経路含む)に発令	豊岡市に気象警報が発令されていなければ「 公欠 」扱いとし、その日に予定されていた考査の受験を免除する。
JR 途絶時・・・臨時休業 (午前7時の時点) ※その日に予定されていた考査は、考査最終日の翌日に延期する。 全但バス不通時・・・考査は予定どおりに実施し、該当する生徒は「 公欠 」扱いとする。	